

守口市子ども・子育て支援交付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に係る次条に規定する事業を行う事業者（以下「支援事業者」という。）に対し、事業の実施に要する経費の一部を補助する守口市子ども・子育て支援交付金（以下「交付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日こ成事第481号）の別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に規定する延長保育事業
- (2) 国要綱に規定する地域子育て支援拠点事業
- (3) 国要綱に規定する一時預かり事業
- (4) 国要綱及び守口市病児保育事業実施要綱（令和元年11月20日施行）に規定する病児保育事業

(交付金の額の算定方法)

第3条 交付金の額は、前条各号に規定する事業ごとに、別表第1から別表第4までに定める区分及び基準額に応じて算定した金額と当該事業に係る事業費から寄附金その他の当該事業に係る収入額を控除した額とのいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする支援事業者は、守口市子ども・子育て支援交付金交付申請書を、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該年度の交付対象事業に係る収支予算に関する書類を添付しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付金の交付決定を行い、守口市子ども・子育て支援交付金交付決定通知書により当該支援事業者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

(交付金の概算払の請求等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた支援事業者（以下「交付事業者」という。）は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは守口市子ども・子育て支援交付金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第7条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に交付金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定後、第4条の規定による交付申請の内容を変更する場合には、市長が別に定める日までに、守口市子ども・子育て支援交付金変更交付申請書に同条第2項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、守口市子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書により当該交付事業者に通知する。

(実績報告)

第9条 交付事業者は、交付対象事業が完了したときは、市長が別に定める日までに守口市子ども・子育て支援交付金交付事業実績報告書に当該交付対象事業に係る収支決算の見込額に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容が交付金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、当該提出があった日から起算して30日以内に当該交付事業者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付事業者は、第7条の規定による概算払により既に支払を受けた交付金の額が前条の規定による確定額を下回る場合には、市長が別に定める日までに、守口市子ども・子育て支援交付金交付請求書を市長に提出するものとする。

(交付金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に交付金を交付するもの

とする。

(交付金の返還)

第 1 3 条 交付事業者は、第 7 条の規定による概算払により既に支払を受けた交付金の額が第10条の規定による確定額を超えるときは、その超える額について、市長が別に定める日までに市長に返還しなければならない。

(交付金の交付決定の取消し)

第 1 4 条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(交付金の返還)

第 1 5 条 市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る交付金を既に交付事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第 1 6 条 市長は、交付金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は交付事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第 1 7 条 交付事業者は、経理の状況を常に明確にし、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、交付金の額の確定の日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(補則)

第 1 8 条 この要綱に掲げるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月 7 日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 7 月 6 日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月13日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年10月26日から施行し、改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月13日から施行し、改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 5 日から施行し、改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年11月13日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に要した事業費に係る補助金について適用し、同日前に要した事業費に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 5 年12月 7 日から施行し、改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和 5 年11月13日か

ら適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和5年4月1日以後に要した事業費に係る補助金について適用し、同日前に要した事業費に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和6年4月1日以後に要した事業費に係る補助金について適用し、同日前に要した事業費に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

延長保育事業

区分		基準額
対象施設	時間区分	
保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、事業所内保育事業（定員19人以下）	保育短時間認定	国要綱別紙に定める延長保育事業の基準額（一般型の保育短時間認定に限る。）
	保育標準時間認定	国要綱別紙に定める延長保育事業の基準額（一般型の保育標準時間認定に限る。）

別表第2 (第3条関係)

地域子育て支援拠点事業

区分	基準額
地域子育て支援拠点事業	国要綱別紙に定める地域子育て支援拠点事業の基準額（運営費のうち、一般型の基本分に限る。）

別表第3（第3条関係）

一時預かり事業

区分			基準額
1	一般型		国要綱別紙に定める一時預かり事業（一般分）の基準額（運営費のうち、一般型の一般型対象児童に係る基本分であって、保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合に限る。）。ただし、年間延べ利用児童数が4,500人以上の場合には、別途協議とする。
2	幼稚園型のうち在籍園児分（3に該当するものを除く。）	基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）	国要綱別紙に定める一時預かり事業（一般分）の基準額（運営費のうち、幼稚園型Ⅰの在籍園児分に係る基本分に限る。）。)
		休日分（守口市の休日を定める条例（平成3年守口市条例第1号）第2条第1項各号に掲げる休日の事業の実施分をいい、当該休日に通常開所する当該事業の実施分を含まない。）	国要綱別紙に定める一時預かり事業（一般分）の基準額（運営費のうち、幼稚園型Ⅰの在籍園児分に係る休日分に限る。）。)
		長時間加算分	国要綱別紙に定める一時預かり事業（一般分）の基準額（運営費のうち、幼稚園型Ⅰの在籍園児分に係る長時間加算に限る。）。)
		保育体制充実加算分	国要綱別紙に定める一時預かり事業（一般分）の基準額（運営費のうち、幼稚園型Ⅰの在籍園児分に係る保育体制充実加算に限る。）。)
3	幼稚園型のうち特別な支援を要する児童分（ただし、教育時間内		国要綱別紙に定める一時預かり事業（一般分）の基

	において特別な支援を要するとして、既に大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の対象となっている児童に限り適用する。)	準額（運営費のうち、幼稚園型Ⅰの特別な支援を要する児童分に限る。）
--	--	-----------------------------------

別表第4（第3条関係）

病児保育事業

区分			基準額
病児対応型	基本分		国要綱別紙に定める病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の基準額（病児対応型の基本分に限る。）
	加算分		国要綱別紙に定める病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の基準額（病児対応型の加算分であって、年間延べ利用児童数に応じた加算に限る。）
	普及定着促進費（開設準備経費）	改修費等	国要綱別紙に定める病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の基準額（病児対応型の普及定着促進費（開設準備経費）であって、改修費等に限る。）
		礼金及び賃借料（開設前月分）	国要綱別紙に定める病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の基準額（病児対応型の普及定着促進費（開設準備経費）であって、礼金及び賃借料（開設前月分）に限る。）
病後児対応型	基本分		国要綱別紙に定める病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の基準額（病後児対応型の基本分に限る。）
	加算分		国要綱別紙に定める病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の基準額（病後児対応型の加算分であって、年間延べ利用児童数に応じた加算に限る。）